

## 【契約書別紙】

令和6年8月1日現在

介護老人福祉施設 長湊園

### (1) 担当者（生活相談員）

氏名 村瀬 久美

### (2) サービスの内容

#### 居室

基本的には定員4名又は2名の居室になります。

#### 食事

朝食7:30から 昼食11:40から 夕食17:30から

#### 入浴

週に最低2回入浴していただけます。ただし、健康状態に応じ、清拭となる場合があります。浴室の利用は一般浴、また特別浴となります。

#### 介護

施設サービス計画に沿って下記の介護をおこないます。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等

#### 生活相談

生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

#### 健康管理

当施設では、年間1回健康診断を行います。日程については別途ご連絡します。また、毎週月曜日、火曜日、木曜日の13:30から15:00まで、診療室にて医師による診察や健康相談サービスを受けることができます。

### (施設サービス計画)

- ・施設サービス計画の作成に当たっては問題点を明確にし、入所者が自立した日常生活を営むことを目標に解決すべき課題を把握。入所者の希望及びアセスメントに基づき、入所者及び家族の希望を勘案し生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容及び留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成します。
- ・サービス担当者会議の開催、施設サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な意見を入所者又はその家族に対して説明し、文書にて同意を得ます。

- ・施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付し施設サービス計画の作成後、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとします。
- ・定期的に入所者に面接しモニタリングの結果を記録します。
- ・要介護更新認定を受けた場合及び要介護状態区分の変更の認定を受けた場合にはサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

#### (栄養管理体制、療養食の提供)

- ・当施設では、常勤の管理栄養士を1名配置するとともに、入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護専門員その他の職種が共同して、入所者ごと摂取・嚥下機能に着目した、食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成します。
  - ・入所者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録します。
  - ・入所者ごとの栄養ケア計画進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直します。
  - ・医師が発行する食事箋にもとづき、利用者の年齢、病状に対する栄養量及び内容を有する療養食（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、通風食及び特別な場合の検査食）を提供します。
- 上記につき、施設介護サービス費加算（療養食加算）がなされます。

#### (栄養ケアマネジメント強化体制)

- ・管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を70で除して得た数以上配置します。
- ・低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施します。
- ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応します。
- ・入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用します。

(口腔衛生管理)

- ・入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
- ・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合1月につき所定単位数を加算します。

(衛生管理等)

- ・施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。感染対策委員会、感染対策担当者をおき、また「感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」を規定し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。

(事故発生の防止および発生時の対応)

- ・「事故発生の防止の指針」を作成し、介護事故の防止、発生時の対応を規定する。事実の報告及び改善策の職員に対する周知徹底をおこなうとともに、記録を整備します。また、「事故発生の防止のための委員会」を設置し、安全対策を担当する責任者をおきます。事故により、損害賠償すべき事態となった場合のため、損害賠償保険に加入します。

(褥瘡の発生防止、褥瘡マネジメント)

- ・褥瘡予防のための計画作成、褥瘡予防担当者、褥瘡予防対策チーム設置、褥瘡予防のための指針を整備し、褥瘡が発生しないような適切な介護を行います。
- ・入所者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて、「介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業」において明らかになったモニタリング指標を用いて、施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果を提出した場合1月につき所定単位数を加算します。

(機能訓練)

- ・利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を個別機能訓練で行います。個別機能訓練は訓練計画を作成し、訓練の効果、実施方法につき評価をおこない、利用者にたいして、内容の説明、記録をします。

(生活機能向上連携)

・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、介護老人福祉施設等を訪問し、介護老人福祉施設等の職員と共同で、アセスメントを行い、個別記の訓練計画を作成する等、連携して取組んだ場合は 1 月につき所定単位数を加算します。

(協力医療機関等)

・施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めます。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している医療機関。
- 二 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保している医療機関。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している。
- 2 1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出ます。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとします。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとします。
- 5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとします。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めます。

(配置医緊急時対応)

- ・配置医師が早朝、夜間又は深夜に訪問して入所者に対し診療を行い、かつ診療を行った理由を記録した場合、所定単位数を加算します。

(看取り介護)

- ・入所者の重度化等に伴う医療ニーズの増大に対応する為、看護師の配置と夜間における24時間連絡体制を確保し、看取りに関する指針を規程します。医師が終末期にあると判断した利用者について、医師、看護師、介護職員等が共同し、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行います。

(理美容サービス)

当施設は月に2回、毎月第2、第4水曜日に理容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

(行政手続代行)

行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出下さい。ただし、手続に係る経費はその都度お支払いいただきます。

(日常費用支払代行)

介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払代金を申し込むことができます。サービスご利用に際しては別途「日常費用支払代行契約書」の締結が必要となります。

(レクリエーション)

当施設では、ゲートボール、書道、俳句、生花、手芸、囲碁将棋、音楽等の利用者交流のクラブ活動を行っています。また季節に応じて行事を計画していきますが、詳しくは毎月の月間予定表をご覧ください。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

(3) 料金について

(介護福祉施設サービス費、特定入所者介護サービス費はR6年8月1日現在の料金であり、介護保険改正により変更されます)

1. 介護保険対象—介護福祉施設サービス費

① 基本料金 (施設利用料)

区分	1日当りの施設利用料 (1割負担)	1日当りの施設利用料 (2割負担)	1日当りの施設利用料 (3割負担)
要介護 1	629 円	1,258 円	1,887 円
要介護 2	704 円	1,408 円	2,112 円
要介護 3	782 円	1,564 円	2,346 円
要介護 4	857 円	1,713 円	2,570 円
要介護 5	931 円	1,861 円	2,791 円

入院・外泊等の場合 (1ヶ月に6日を限度として) 257円/日

② 加算料金 (目安) (「介護保険負担割合証」による1割負担の場合)

区分	1日当りの施設利用料	備考
初期加算	32円	30日を限度とする。
看護体制加算	(I) 5円 (II) 9円	常勤看護師1名以上配置 利用者25名で看護職員1名以上 病院等へ24時間連絡体制
夜勤職員配置加算	(I) 14円	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低1以上。夜勤時間帯を通じて看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること
個別機能訓練加算	(I) 13円 (II) 22円 (III) 22円	1) 入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行う。3ヶ月に1回以上、利用者に説明し記録すること。(2) 個別機能訓練計画の内容等を厚生労働省に、当該情報を活用した場合。 3) 1. 口腔衛生管理加算(II)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。 2. リハビリテーション実施計画等の計画についてリハビリテーション・機能訓練・口腔・栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有すること。その際、必要に応じてLIFEに提出した情報を活用していること。
生産性向上推進加算	11円	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基

		<p>づいた改善活動を継続的に行っていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。</li> <li>・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。</li> </ul>
精神科医療用指導加算	6円	
栄養マネジメント強化加算	12円	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合
認知症専門ケア加算 (I)	(I) 4円	<p>1) 施設における入所者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する入所者が1/2以上</p> <p>2) 対象者の人数に、認知症介護実践リーダー研修を修了している者を必要数配置。</p> <p>3) 当該施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。</p>
認知症専門ケア加算 (II)	(II) 5円	<p>1) (I)の基準は適合した上で</p> <p>2) 認知症介護指導者研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>3) 当該施設における介護職員・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p>
認知症チームケア推進加算 (II)	(II) 129円	<p>認知症介護にかかる専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、複数人介護職員からなるチームを組んでいる。</p> <p>認知症の行動心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動心理症状の予防等に資するチームケアを実施。</p>
口腔衛生管理加算	(I) 97円 (II) 118円	<p>(I) 入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行い、当該入所者に係る口腔清掃等について介護職員へ技術的助言及び指導をした場合。</p> <p>(II) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該職員に対し具体的な技術的助言及び指導を行った場合。口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、情報を活用した場合。</p>
療養食加算	7円	療養食を提供した場合 (1食分)
排せつ支援加算	(I) 11円 (II) 16円 (III) 22円	<p>(I) 継続的に排せつ支援の質の管理を行った場合。</p> <p>(II) (III) 入所時と比較して、改善した場合。</p>
褥瘡マネジメント加算	(I) 4円 (II) 14円	<p>(I) 褥瘡を予防するため、計画的に管理を行った場合</p> <p>(II) 施設入所時に褥創発生リスクがあるとされた入所者について、褥創の発生がないもの。</p>

配置医師緊急時対応加	348円 (勤務時間外) 695円 (早朝・夜間) 1389円 (深夜)	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行った場合(1回につき)
看取り介護加算	77円 154円 727円 1,367円	死亡日以前31日以上～45日以下 死亡日以前4日以上～30日以下 死亡日以前2日又は3日 死亡日
日常生活継続支援加算	39円	①新規入所者の総数のうち要介護度4～5の割合が70%以上又は、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上 ②介護福祉士が入所者6ごとに1以上 ①②の両方必要
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	6円	感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染防御等の実地指導を受けること。
協力医療機関連携加算	107円	令和7年4月からは50単位 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	54円(月)	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者に係る心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出。(Ⅱ)加えて疾病の情報や服薬情報を提出。
安全対策体制加算	22円	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている事。入所初日に限り算定可能。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		

## 2. 介護保険対象外費用(その1)

### ①特定入所者介護サービス費に関する居住費(滞在費)及び食費

(単位:円/日)

多床室における	食費	居住費(滞在費)
基準費用額(第4段階)	1,875	915
利用者負担第3段階②	1,360	430
利用者負担第3段階①	650	430
利用者負担第2段階	390	430
利用者負担第1段階	300	0



### 3. 介護保険対象外費用（その2） その他の日常生活費

利用者、またはその家族等の自由な選択に基づき、施設が介護等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜にかかわる経費であり、利用者の希望によりサービスが提供されます。

#### 4-1 預り金管理および利用者の希望による援助にかかわる料金

##### 1) 預かり金管理料

	預かり金管理費	預かり金の出納管理にかかわる費用 1日当たり 100 円	預かり金管理申込書で申し込みください。
--	---------	------------------------------	---------------------

##### 2) 施設サービスの提供とは関係のない費用（利用者の希望による援助）

き 入 院 時 他 代 行 ・ 付	入院病院訪問・事務代行	1,500	円/1回
	施設利用時外（入院時等）の荷物預料	100	円/日
	施設利用時外（入院時等）の洗濯サービス料	1,000	円/1回
	遠方（青梅市外）の入退院時ほか、交通費	200	円/Km
	通院送迎付き添い費（協力病院以外）	1,000	円/1時間
	通院送迎付き添い費（協力病院）	負担無し	
そ の 他 の サ ー ビ ス	買物他個人外出付添い	1,000	円/1時間
	特別な買い物代行（販売会ほか、共同購入代行を除く）	1,000	円/1回
	行政他、事務手続き代行（介護保険、入退所手続き他日常生活の事務代行を除く）	1,000	円/1回
	遠方（青梅市外）の入退所ほか、交通費	200	円/Km

#### 医療について

施設の管理医師による健康管理、療養指導については、介護保険給付の対象となりますが、それ以外の医療（病院）につきましては医療保険適用になります。そのため、受診や入院は、別途自己負担となります。なお、入院後の洗濯物や身の回りの物品、入院費のお支払いについては、ご家族（代理人）での対応にてお願いいたします。

4-2

① その他の日常生活費

利用者、またはその家族等の自由な選択に基づき、施設が介護等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜にかかわる経費

ア.	身の回り品	歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の個人用の日用品	預かり金による、日用品月次共同購入の申し込みがあります。
イ.	教養娯楽費	クラブ活動や行事における材料費などの参加費	参加希望の方申し込みください。
ウ.	健康管理費	インフルエンザ予防接種にかかわる費用等	実施時申し込みを受け付けます。

特別なサービス・施設サービスの提供とは関係のない費用  
 特別な施設サービス（利用者希望による）

	外部のクリーニング店利用	実費個人負担	実費
--	--------------	--------	----

理美容代	衛生理容 (顔そり含む)	1,820	円/1回	理美容店の出張サービスです。価格は、理美容店価格であり、支払いは、理美容店に直接支払われます。
	美容(パーマ)	5,816	円/1回	
	美容(毛染め)	5,384	円/1回	
	顔そりのみ	756	円/1回	

施設のサービスとは関係のない費用

家族会	会費 200円/月	入会は申し込みによる。
旅行等特別に計画する行事	参加費 2,000円程度	計画時に参加募集いたします。
個人用に持ち込んだ電気製品	実費個人負担	実費
外部のクリーニング店利用	実費個人負担	実費
個人購入の菓子・果物他	商店よりの購入斡旋	必要により購入申し込みください。

(4) 緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は下記に定める 緊急連絡先にご連絡します。

緊急連絡先

氏名	住所	電話番号	関係
	〒	携帯	
	〒	携帯	
	〒	携帯	
	〒	携帯	

(5) 相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

電話番号	0428-23-6776
担当者	施設長、又は生活相談員、介護支援専門員
受付時間	月曜日～金曜日 9:30～17:30

事業者

社会福祉法人 積善会 介護老人福祉施設長洲園

東京都指定番号 1372800191

住所 東京都青梅市長淵5丁目1421-14

管理者 理事長 川口 睦弘 印

上記内容の説明を受け承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 印

代理人氏名 印